

第25回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

沖縄県那覇市松尾二丁目5番7号
ホテルコレクティブ
2F 大宴会場

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

全保連株式会社

証券コード：5845



A member of
 MUFG

証券コード 5845
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

沖 縄 県 那 覇 市 字 天 久 905 番 地
全 保 連 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長執行役員 茨 木 英 彦

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、インターネット上の下記当社ウェブサイトにて「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.zenhoren.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コード「5845」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

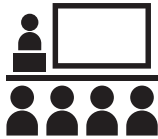
1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 沖縄県那覇市松尾二丁目5番7号 ホテルコレクティブ2 F 大宴会場
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および
計算書類の内容報告の件
※当事業年度においては、取締役会決議により、1株につき40円の配当を行いました。
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬
制度に基づく支給報酬額設定の件
第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金600万円贈呈の件
4. その他招集に
あたっての
決定事項 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1
名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご
提出ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意
思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
・会社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ※株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。
ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後6時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

※電子出席権の所有株式数 XXX株
議決権の数 XXX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
宛先パスワード XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2,3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1,4,5,6,7,8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

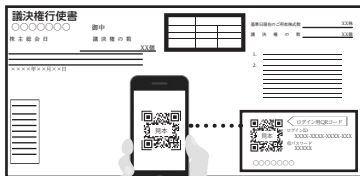
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

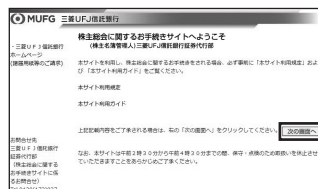
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

当社は、取締役会の監査・監督機能を高度化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社へと移行することといたしたいと存じます。それに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(変更する条文のみを記載しており、下線は変更箇所であります。)

現行定款		変更案	
(取締役の員数)		(取締役の員数)	
第19条	当社の取締役は、 <u>5名以上15名以内</u> とする。	第19条	1. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、 <u>10名以内</u> とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、 <u>5名以内</u> とする。
	<新設>		
(取締役の選任方法)		(取締役の選任方法)	
第20条	1. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	第20条	1. 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)	(取締役の任期)
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第21条 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
<p>第22条 1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第24条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	第24条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
<新設>	(取締役への委任)
	第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。	第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。
第28条 <条文省略>	第29条 <現行どおり>
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第30条 <条文省略>	第31条 <現行どおり>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役及び監査役会の設置)	(監査等委員会の設置)
第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。	第32条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査役の員数)	<削 除>
第32条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。	
(監査役の選任方法)	<削 除>
第33条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	
(監査役の任期)	<削 除>
第34条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(常勤の監査等委員)
第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第36条 1. 監査役会を招集するには、監査役会の日日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	第34条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)
第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
(監査役会の議事録)	(監査等委員会の議事録)
第38条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。	第36条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規程の定めるところによる。	第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規程の定めるところによる。
(監査役の報酬等)	<削 除>
第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	
(監査役の責任免除)	<削 除>
<p>第41条</p> <p>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	

第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条 ～ 第44条 ＜条文省略＞	第38条 ～ 第40条 ＜現行どおり＞
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て決定する。	第41条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。
第7章 計 算	第7章 計 算
第46条 ～ 第49条 ＜条文省略＞	第42条 ～ 第45条 ＜現行どおり＞
＜新 設＞	第8章 附 則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第46条 1. 第25回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2. 第25回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしていたします。

なお、本議案の候補者の選定にあたっては、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会で決定しております。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位および担当	取締役会出席回数
1	再任	いばら き 茨木 英彦	代表取締役会長兼社長執行役員 内部監査担当	18/18回
2	再任	むら かみ 村上 宏太郎	取締役専務執行役員 オペレーション本部長	13/13回
3	再任	はやし 林 憲司	取締役専務執行役員 コーポレート本部長兼 審査本部長兼経営企画部長 常務執行役員	13/13回
4	新任	いく しま 生島 志朗	コーポレート本部本部長兼 コーポレートサービス部長 兼経営企画部部長	—
5	新任	しも くに 下 國 裕己	常務執行役員業務本部長兼 コーポレート本部本部長兼 経営企画部部長	—
6	新任	たか はし 高橋 秀	—	—
7	再任	社外 独立 ひら の 平野 義之	取締役	18/18回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>いばらき ひでひこ 茨木 英彦 (1958年11月21日生)</p> <p>所有する当社の株式数 1,239,100 株</p>	<p>1981年3月 神戸大学 経営学部 卒業 1981年4月 株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 2006年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現：モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社） エグゼクティブ・ディレクター 2010年5月 当社 顧問 2010年9月 当社 常務執行役員 2018年6月 当社 専務執行役員 2021年5月 当社 代表取締役副社長執行役員 2024年9月 沖縄バスケットボール株式会社 社外取締役（現任） 2025年4月 当社 代表取締役社長執行役員 2026年4月 当社 代表取締役会長兼社長執行役員 内部監査部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由 金融など幅広い分野において培った豊富な経験と高い識見を有しており、当社の企業価値向上に貢献していることから、今後の当社の経営全体を牽引できると判断しております。</p>
2	<p>むらかみ こうたろう 村上 宏太郎 (1964年11月4日生)</p> <p>所有する当社の株式数 764株</p>	<p>1988年3月 早稲田大学 法学部 卒業 1988年4月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 2013年12月 同行 法人企画部 部長（特命） 2014年1月 三菱UFJフィナンシャルパートナーズ株式会社 代表取締役社長 2017年5月 三菱UFJニコス株式会社 理事 経営企画本部副担当 兼 経理部副担当 兼 経営企画本部副本部長 2017年6月 同社 取締役 兼 執行役員 経営企画本部担当 兼 経理部担当 兼 経営企画本部長 2018年6月 同社 取締役 兼 常務執行役員 経営企画本部担当 兼 経理部担当 兼 経営企画本部長 2024年6月 同社 専務執行役員 経営企画本部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 経営企画本部長 兼 業務改革推進部副担当 2025年5月 同社 顧問（非常勤）（現任） 2025年5月 当社 専務執行役員 オペレーション本部長 2025年6月 当社 取締役専務執行役員 オペレーション本部長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由 金融業に関する豊富な知識を有しており、また、経営実務の経験と高い識見を有していることから、当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	はやし けんじ 林 憲司 (1968年8月6日生) 所有する当社の株式数 4,493株	1992年 3月 東京大学 法学部 卒業 1992年 4月 株式会社三菱銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 2019年 5月 同行 融資部 副部長 2022年10月 当社 クレジット本部審査部長 2023年11月 当社 執行役員 コーポレート本部経営企画部長 2024年 7月 当社 常務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 2025年 5月 当社 専務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 2025年 6月 当社 取締役専務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 2026年 3月 当社 取締役専務執行役員 コーポレート本部長 兼 審査本部長 兼 経営企画部長 (現任)
取締役候補者とした理由		
金融業に関する豊富な経験とノウハウを有しており、コーポレート本部長として当社執行サイドを牽引していることから、今後の当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		
4	いくしま しろう 生島 志朗 (1963年11月25日生) 所有する当社の株式数 3,999株	1986年 3月 京都大学 法学部 卒業 1986年 4月 株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 1990年 9月 ロンドン スクール オブ エコノミクス 会計・財務 修士課程修了 1991年 9月 オックスフォード大学 経営学(労使関係論) 修士課程修了 2013年 4月 同行 大船支店長 2015年11月 日本電産株式会社 (現：ニデック株式会社) 広報宣伝・IR部長 2022年 7月 同社 秘書室長 兼 広報宣伝部長 2023年 8月 当社 経営企画部部長 2024年 4月 当社 執行役員 経営企画部部長 2025年 5月 当社 常務執行役員 コーポレート本部本部長 兼 コーポレートサービス部長 兼 経営企画部部長 (現任)
取締役候補者とした理由		
金融業に関する豊富な知識と、人事・企画・広報等、多岐に亘る実務経験により培われた幅広い知見を有していることから、今後の当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	しもくに ひろき 下國 裕己 (1965年3月13日生) 所有する当社の株式数 347株	1987年 3月 慶應義塾大学 経済学部 卒業 1987年 4月 株式会社三和銀行 (現:株式会社三菱UFJ銀行) 2007年 2月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現:モルガン・スタンレー・MUFG証券) 証券化商品部 ヴァイスプレジデント 2010年10月 株式会社SBJ銀行 企画部 副部長 2020年 4月 同行 営業支援グループ 執行役員グループ長 2021年 1月 同行 リスク管理コンプライアンスグループ執行役員グループ長 2025年 4月 当社 執行役員営業本部本部長兼コーポレート本部本部長 兼 営業企画部長 兼 経営企画部部長 2025年 8月 当社 常務執行役員営業本部長 兼 コーポレート本部本部長 兼 営業企画部長 兼 経営企画部部長 2026年 4月 当社 常務執行役員業務本部長 兼 コーポレート本部本部長 兼 経営企画部部長 (現任)
取締役候補者とした理由 金融・経済に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、今後の当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		
6	たかはし ひで 高橋 秀 (1971年5月27日生) 所有する当社の株式数 一 株	1994年 3月 一橋大学 商学部 卒業 1994年 4月 株式会社三菱銀行 (現:株式会社三菱UFJ銀行) 2022年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 法人・リテール企画部長 株式会社三菱UFJ銀行 執行役員 法人・リテール企画部 2024年 5月 三菱UFJニコス株式会社 常務執行役員 経営企画本部副本部長 兼 経理部副担当 兼 財務部副担当 兼 業務改革推進部副担当 2025年 8月 同社 常務執行役員 経営企画本部長 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 業務改革推進部副担当 2026年 4月 同社 常務執行役員 経営企画本部長 兼 経理部担当 兼 財務部担当 (現任)
取締役候補者とした理由 金融業に関する豊富な知識を有しており、また、経営実務の経験と高い識見も有していることから、当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p style="text-align: center;">ひらの よしゆき 平野 義之 (1954年4月26日生)</p> <p>所有する当社の株式数 3,779株</p>	<p>1978年 3月 大阪大学 法学部 卒業 1978年 4月 株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 2002年 1月 同行 審査四部長 2005年 5月 UFJ信託銀行株式会社（現：株式会社三菱UFJ信託銀行） 執行役員法人統括部長 2007年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 常務執行役員 2010年 6月 同行 専務取締役 不動産部門長 2013年 6月 同行 常勤監査役 2017年 6月 株式会社みどり会 常勤監査役 2020年 6月 エムエステイ保険サービス株式会社 非常勤監査役 2020年 6月 オークラヤ住宅株式会社 非常勤取締役 2021年 6月 同社 取締役副社長 2023年 6月 同社 顧問 2024年 6月 当社 社外取締役（現任）</p>
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>金融・経済に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。</p> <p>また、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。</p>		

(注)

1. 平野義之氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、平野義之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、平野義之氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。
3. 村上宏太郎、林憲司および高橋秀の3氏は、過去10年間において、当社の親会社等である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社等（当社を除く。）である株式会社三菱UFJ銀行または三菱UFJニコス株式会社の業務執行者でありました。なお、3氏の対象会社における現在および過去10年間の地位および担当については、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
4. 当社は、平野義之氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。平野義之氏の再任が承認された場合、当社は平野義之氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、高橋秀氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は次回更新時（2027年5月）においても同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者の所有する当社株式の数には、全保連役員持株会および現在の取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、本議案の候補者の選定にあたっては、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会で決定しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位および担当	取締役会出席回数
1	新任	社外 独立 まつもと 松本 たく 拓生	取締役	18/18回
2	新任	社外 独立 すが 菅 たかし 隆志	取締役	17/18回
3	新任	社外 独立 すぎやま 枚山 えり 栄理	監査役	12/13回

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	まつもと たく 松本 拓生 (1972年11月22日生) 所有する当社の株式数 3,341株	1996年 3月 東京大学 法学部 卒業 1999年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2005年 5月 米国デューク大学 ロースクール 卒業 2007年 1月 TMI総合法律事務所 パートナー 2014年 4月 恵比寿松本法律事務所 代表弁護士 (現任) 2018年 9月 株式会社エブリー 社外監査役 (現任) 2019年 6月 日本道路株式会社 社外取締役 2021年 6月 当社 社外監査役 2022年 6月 株式会社フェローテックホールディングス (現:株式会社フェローテック) 社外監査役 (現任) 2023年12月 東急株式会社 社外監査役 2025年 6月 当社 社外取締役 (現任)
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>弁護士であり、また他社の社外役員の経験が多数あることから、コーポレート・ガバナンスにおける豊富な経験と識見を有しており、監査等委員である社外取締役として当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。</p> <p>また、同氏は現在当社の社外取締役 (独立役員) であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	すが たかし 菅 隆志 (1958年1月22日生) 所有する当社の株式数 3,779株	1981年3月 武蔵工業大学(現:東京都市大学) 経営工学科 卒業 1991年1月 日本移動通信株式会社(現:KDDI株式会社) 2016年4月 KDDI株式会社 執行役員 コンシューマ営業本部長 兼 コンシューママーケティング本部長 2017年4月 同社 執行役員 コンシューマ事業本部 副事業本部長 2018年4月 UQコミュニケーションズ株式会社 執行役員副社長 2018年6月 同社 代表取締役執行役員副社長 2019年6月 同社 代表取締役社長 2020年4月 沖縄セルラー電話株式会社 特別顧問 2020年6月 同社 代表取締役副社長 営業本部長 兼 プロジェクト推進室長 2021年6月 同社 代表取締役社長 2021年6月 沖縄通信ネットワーク株式会社(現:OTNet株式会社) 取締役 2023年4月 沖縄セルラー電話株式会社代表取締役社長 兼 ウェルビーイング室長 2023年6月 沖縄電力株式会社 社外監査役(2026年6月退任予定) 2024年6月 沖縄セルラー電話株式会社 特別顧問(2026年6月退任予定) 2024年6月 当社 社外取締役(現任)
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 経営者としての豊富な経験と高い識見を有していることから、監査等委員である社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。 また、同氏は現在当社の社外取締役(独立役員)であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	すぎやま えり 杵山 栄理 (1975年7月10日生) 所有する当社の株式数 一株	1999年3月 神戸大学 法学部 法律学科 卒業 2001年10月 弁護士登録 (大阪弁護士会) はばたき総合法律事務所入所 2008年11月 金融庁入庁 (任期付職員) 検査局総務課 金融証券検査官 2013年7月 はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2018年6月 新明和工業株式会社 社外監査役 2022年4月 神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授 2023年6月 株式会社リニカル 社外取締役 2024年6月 ロート製菓株式会社 社外監査役 (現任) 2025年6月 新明和工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年6月 株式会社リニカル 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年6月 当社 社外監査役 (現任)
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 弁護士としての専門的な知識や金融行政の経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。 また、同氏は現在当社の社外監査役 (独立役員) であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。		

(注)

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 松本拓生、菅隆志および杵山栄理の3氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、松本拓生、菅隆志および杵山栄理の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり松本拓生、菅隆志および杵山栄理の3氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 当社は、松本拓生、菅隆志および杵山栄理の3氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。松本拓生、菅隆志および杵山栄理の3氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は次回更新時 (2027年5月) においても同内容での更新を予定しております。

6. 各候補者の所有する当社株式の数には、全保連役員持株会および現在の取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
 7. 枚山栄理氏が社外監査役を務める新明和工業株式会社で以下の事案が発生したことが判明しております。同氏は、以下の事案が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から予防のための提言等を行っており、当該事案の発覚後は、再発防止等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。このため、当社の監査等委員である取締役への就任に問題は無いものと判断しております。
- ①特装車に関する独占禁止法違反の疑い

【事象】

新明和工業株式会社および同社の子会社である東邦車輛株式会社は、2024年11月12日、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。なお、新明和工業株式会社および東邦車輛株式会社は、上記立入検査前に違反行為を取りやめ、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告するとともに、同委員会の調査に全面的に協力したこと等から、排除措置命令は受けず、課徴金の納付も免除されました。

【同氏の対応】

新明和工業株式会社が、機械式駐車装置の販売に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2023年9月12日に公正取引委員会の立入検査を受けたことから、同氏は、取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行うとともに、他の独占禁止法違反行為の有無に関する調査の実施や同調査により違反行為が確認された場合の対応についても意見の表明および助言を行ってまいりました。

同氏のこうした活動等に基づき、同社が自主的に行った社内調査の結果、本事案が判明したものです。

本事案の発覚後、同氏は引き続き取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

②自動車車庫（機械式立体駐車場）の屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合

【事象】

新明和工業株式会社が供給した自動車車庫（機械式立体駐車場）の屋根（耐火構造）の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、このうち建築基準法で求める性能を満たさず改修等が必要となるものが508棟であることが、2025年10月28日に公表されました。

【同氏の対応】

同氏は平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行っております。

本事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

8. 枚山栄理氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社取締役の金銭報酬額は、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分年額45百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを前提に、現在の取締役の報酬額を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して報酬額を設定させていただきたいと存じます。

現在の取締役の構成は、社外取締役以外の取締役（以下、便宜上「社内取締役」といいます。）4名と社外取締役3名の計7名となっておりますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社内取締役6名、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名の計10名に変更になります。これを踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬額を年額655百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）と設定させていただきたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

また、本議案および次号議案でお諮りする監査等委員である取締役の報酬額が原案どおり承認可決された場合の報酬額の合計額は、現在の取締役の金銭報酬総額である年額700百万円以内と同額となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社取締役の金銭報酬額は、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分年額45百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを前提に、現在の取締役の報酬額を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して報酬額を設定させていただきたいと存じます。

現在の取締役の構成は、社内取締役4名と社外取締役3名の計7名となっておりますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社内取締役6名、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名の計10名に変更になります。これを踏まえ、監査等委員である取締役の金銭報酬額を年額45百万円以内と設定させていただきたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

また、前号議案でお諮りする取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額および本議案が原案どおり承認可決された場合の報酬額の合計額は、現在の取締役の金銭報酬総額である年額700百万円以内と同額となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額設定の件

当社は、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額700百万円以内（うち社外取締役分年額45百万円以内）とする現在の取締役の金銭報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬等として当社が支給する金銭報酬債権の額を年額120百万円以内（うち社外取締役分年額9百万円以内）とする旨ご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを前提に、新たに監査等委員である取締役についても譲渡制限付株式報酬制度の対象とし、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬等として当社が支給する金銭報酬債権の額を改めて設定させていただきたいと存じます。

現在の取締役の構成は、社内取締役4名と社外取締役3名の計7名となっておりますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社内取締役6名、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名の計10名に変更になります。これを踏まえ、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬債権の額を年額111百万円以内（うち社外取締役分年額3百万円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、下記2.に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式数の上限が発行済株式総数に占める割合が、次号議案でお諮りする監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額と合わせても0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合5%程度）と希釈化率は軽微であることと、また当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、譲渡制限付株式の割当ての内容は相当であるものと判断しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

また、本議案および次号議案でお諮りする監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額が原案どおり承認可決された場合の報酬額の合計額は、現在の取締役の譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬総額である年額120百万円以内と同額となります。

記

取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する特定譲渡制限付株式の付与の具体的な内容

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各取締役(監査等委員である取締役を除く)は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受ける際、各取締役(監査等委員である取締役を除く)が現物出資の方法で給付することとなる金額(払込金額)は、割り当てる株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役(監査等委員である取締役を除く)に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の間で締結する下記3.に定める内容を含む「譲渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

2. 譲渡制限付株式の上限

各事業年度において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に割当てる譲渡制限付株式の上限は122,952株(うち社外取締役への割当てとして3,323株)とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の締結およびその内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役(監査等委員である取締役を除く)との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

【譲渡制限付株式Ⅰ】

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役（監査等委員である取締役を除く）は、譲渡制限付株式の交付日から3年以上で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役（監査等委員である取締役を除く）が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役もしくは執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅰのうち、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づく譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役（監査等委員である取締役を除く）が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役もしくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社内取締役（監査等委員である取締役を除く）が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰが満了する前に社内取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役もしくは執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅱのうち、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間Ⅱ満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、組織再編等承認時に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式Ⅰと同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額設定の件

当社は、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額700百万円以内（うち社外取締役分年額45百万円以内）とする現在の取締役の金銭報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬等として当社が支給する金銭報酬債権の額を年額120百万円以内（うち社外取締役分年額9百万円以内）とする旨ご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを前提に、新たに監査等委員である取締役についても譲渡制限付株式報酬制度の対象とし、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬等として当社が支給する金銭報酬債権の額を改めて設定させていただきたいと存じます。

現在の取締役の構成は、社内取締役4名と社外取締役3名の計7名となっておりますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社内取締役6名、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名の計10名に変更になります。これを踏まえ、第5号議案の監査等委員である取締役の報酬とは別枠として、監査等委員である取締役の金銭報酬債権の額を年額9百万円以内と設定させていただきたいと存じます。

なお、下記2.に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式数の上限が発行済株式総数に占める割合が、前号議案でお諮りする取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額と合わせても0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合5%程度）と希釈化率は軽微であることと、また当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、譲渡制限付株式の割当ての内容は相当であるものと判断しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

また、前号議案でお諮りする取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額および本議案が原案どおり承認可決された場合の報酬額の合計額は、現在の取締役の譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬総額である年額120百万円以内と同額となります。

記

監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与の具体的な内容

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、監査等委員である取締役に対し、監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各監査等委員である取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受ける際、各監査等委員である取締役が現物出資の方法で給付することとなる金額（払込金額）は、監査等委員である取締役の協議による報酬決定を前提とした割り当てる株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社の監査等委員である取締役の間で締結する下記3.に定める内容を含む「譲渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

2. 譲渡制限付株式の上限

各事業年度において、監査等委員である取締役に割当てる譲渡制限付株式の上限は9,969株とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の締結およびその内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける監査等委員である取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

【譲渡制限付株式】

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の監査等委員である取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の監査等委員である取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得するものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、監査等委員である取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該監査等委員である取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに監査等委員である取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が監査等委員である取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、組織再編等承認時に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金600百万円贈呈の件

当社の代表取締役会長であった迫幸治氏は、2026年3月31日をもって、取締役を退任されました。同氏の在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金支給方針に基づき退職慰労金600百万円を贈呈いたしたいと存じます。

本議案は、同氏の当社への多大なる貢献等を考慮し、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、当社役員退職慰労金支給方針に基づき、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、本役員退職慰労金につきましては、2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）の第3四半期会計期間において、特別損失として引当金を計上いたしましたので、2027年3月期の業績への影響はございません。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さこ ゆきはる 迫 幸治	2001年11月 当社設立 代表取締役社長執行役員 2025年 4月 当社 代表取締役会長 内部監査担当 2026年 3月 当社 代表取締役会長 内部監査担当 退任

迫幸治氏は、2001年11月に当社を設立し、家賃債務保証業界の発展を牽引してきた功労者であります。2023年10月には東京証券取引所スタンダード市場への上場を果たし、その後も每期増収増益を達成する等、創業者・経営者として類稀な功績を上げております。

また、2025年4月には、当社を日本最大級の金融機関である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社とし、2026年2月には三菱UFJニコス株式会社との共同開発商品である「三菱UFJカードプラン」の提供を開始する等して、盤石な基盤を築きました。

その他、累進配当導入による株主還元の充実、実質無借金化による財務内容の改善、監査等委員会設置会社移行（第1号議案）によるガバナンス高度化の決定等、全方位での当社の企業価値向上を実現してまいりました。

以上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	役職・地位	有している専門性・経験／期待する分野							
		企業経営	財務会計	リスクマネジメント コンプライアンス 法務	DX テクノロジー	戦略的 アライアンス	新規事業 開拓	人材 組織開発	ESG サステナビリティ
茨木 英彦	代表取締役会長 兼社長執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○
村上 宏太郎	取締役 専務執行役員	○	○	○	○	○	○		○
林 憲司	取締役 専務執行役員	○	○	○		○		○	
生島 志朗	取締役 常務執行役員	○	○	○				○	○
下國 裕己	取締役 常務執行役員	○	○	○		○	○	○	
高橋 秀	取締役	○	○	○	○		○	○	
平野 義之	取締役	○	○	○		○	○		○
松本 拓生	取締役 (監査等委員)		○	○	○	○		○	○
菅 隆志	取締役 (監査等委員)	○			○	○	○	○	
枚山 栄理	取締役 (監査等委員)			○					○

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

※各取締役が有する専門性や経験のうち主なものに「○」印をつけております。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における当社経営成績は、三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」）企業との資本業務提携に基づくシナジー効果の実現等により、売上高は過去最高を更新いたしました。また、退任取締役への退職慰労金贈呈に伴う特別損失を計上しておりますが、それでもなお、利益面でも過去最高を更新する等、業績は堅調に推移いたしました。加えて、更なるシナジー効果発現のため、2026年2月5日に家賃のカード払いができる新商品「三菱UFJカードプラン」をリリースいたしました。これにより、当社のみならず、MUFGグループ全体の収益機会創出、企業価値向上を目指しております。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調を辿っていたものの、中東での武力衝突に端を発する原油価格の高騰やそれに伴う原材料価格の上昇等により、先行き不透明な状況が継続しました。

賃貸住宅市場におきましては、2025年4月から2026年3月までに賃貸住宅として新規着工された戸数が前年比13.5%の減少、賃貸住宅に対する新規に投資が予定されている額は前年比6.5%の減少となりました。^{注1}

注1：出典「令和8年3月分 建築着工統計調査報告」国土交通省

このような経済環境の中、当社は、2025年5月に公表した長期経営計画（2025年度-2029年度）を実現すべく、MUFG企業との資本業務提携に基づくシナジー効果の発現に注力いたしました。中でも「三菱UFJカードプラン」リリースはその最たる事例であり、今後の住居用家賃債務保証における強力な成長ドライバーになるものと認識しております。また、MUFGグループ企業による優良な不動産会社の紹介により、顧客基盤の拡大も着実に進展いたしました。さらに、当社が営業拠点を持たない地域における地方銀行の強固な営業基盤を活用するため、各地の地方銀行との提携戦略を推進しており、当事業年度においては、鹿児島保証サービス株式会社・株式会社りゅうぎんディーシーの2社との提携を実現いたしました。

次に当社は、長期経営計画で掲げたDX戦略の一環として、独自開発した電子申込システム「Z-WE B 2.0」の機能拡充に努め、操作性の向上を実現いたしました。こうした

取組みを通じて「Z-WE B 2.0」の導入促進に注力した結果、協定会社による「Z-WE B 2.0」の導入拠点数は、前年度末比8,036拠点増の20,617拠点となりました。かかる拠点数の拡大に伴い、当事業年度における当社と賃借人様との間で締結する賃貸借保証委託契約の電子申込率は41.4%（前年度比4.0%の伸長）となり、電子契約率は25.9%（前年度比1.8%の伸長）となりました。これに加えて、2025年12月より、賃借人様向けマイページ「YUIPASS」の提供を開始いたしました。これにより、当社の家賃債務保証サービスをご利用いただく賃借人様に対して、住まい全般に係る各種サービス・情報のタイムリーな提供が可能となり、また、当該サービス提供会社への送客を通じて、当社は新たな収益ビジネスを確立することができました。

債権管理面では引き続き信用コストの削減に取り組んでまいりました。財務安全性を示す主要な指標である早期入金控除後30日期間代位弁済率^{※2}は、AIの活用により審査を高度化したことが奏功し、0.45%（前年度比0.01%の改善）となりました。同様に代位弁済回収率についても、96.4%（前年度比0.4%の改善）となりました。これにより、不良債権予備軍である求償債権・家賃立替金を圧縮することができ、売上高対比求償債権比率は22.5%と、業界でも圧倒的No.1を堅持しております。

注2：当社が開発した審査精度を測定する指標。一定期間内に契約した案件について、初回賃料支払日に代位弁済が発生し且つ30日以内に入金の無かった件数を当該期間内の契約件数で除して算出

以上の結果、当事業年度の売上高は26,188百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益は3,173百万円（前年同期比24.5%増）、経常利益は3,178百万円（前年同期比25.2%増）、当期純利益は1,728百万円（前年同期比6.6%増）となり、売上高は過去最高を更新いたしました。なお、当事業年度においては、退任取締役に対する退職慰労金贈呈により特別損失600百万円を計上いたしましたが、それでもなお当期純利益も過去最高を更新いたしました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は、587百万円となりました。そのうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	マイページ開発費用、データ連携基盤	329百万円
--------	-------------------	--------

(3) 資金調達の状況

当社は、発行済の新株予約権について、当事業年度期間において、合計132,200個の新株予約権が行使されました。本新株予約権の行使により、当社は総額39百万円の資金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は三菱UFJニコス株式会社による当社株式の公開買付け成立に伴い、2025年4月に同社の親会社であり日本最大級の金融機関であるMUFJの連結子会社となりました。また、三菱UFJニコス株式会社および株式会社三菱UFJ銀行と資本業務提携契約を締結し、上場企業としての独立性を維持しつつ企業価値向上を図っていくこととなりました。

こうした背景から、当社は2026年5月に長期経営計画（2027年3月期－2030年3月期）の見直しを実施いたしました。

その中で、以下を課題としてとらえ、対応策を定めております。

①市場動向

家賃債務保証業界が立脚する賃貸住宅市場は着実な成長が見込まれるものの、人口減少等の背景もあり、成長率は必ずしも高いとは言えません。また、国内経済の状況は必ずしも悪くありませんが、個人再生・破産や企業倒産件数が増加傾向にあり、国際的な経済摩擦による混乱と相俟って、当社の主力顧客である個人の入居者にとっては逆風の環境であると認識しております。このため、家賃滞納の増加に留意する必要があると考えております。

こうした環境下、当社としては無理な売上増加を求めず、MUF Gグループの一員であるという圧倒的な信用力を背景に、ダンピング競争とは一線を画して低採算先の取引解消を進めるとともに、AI審査を活用した審査高度化および回収高度化により、信用コスト低減に努め、持続的な企業価値向上を目指すことを基本方針としております。

②収益力の向上

当社では上記背景から以下の戦略を定めており、MUF Gグループと連携して新商品を開発・投入することで、効率的・効果的に収益力を向上させる方針です。

- ・三菱UFJ戦略：2026年2月にリリースした「三菱UFJカードプラン」を主力商品として、賃借人に対するサービスの向上を図るとともに、当社のみならず、MUF Gグループ全体の収益機会創出、企業価値向上を目指してまいります。
- ・地銀戦略：地方銀行が有する強固な営業基盤を活用し、当社の拠点がない地域での効率的なシェア拡大を目指すとともに、地域が抱える課題の解決に向けて地方銀行と積極的に協働し、相互が利益実感を体感できる関係の具体化を図ってまいります。
- ・高齢者戦略：国内人口が減少する中、数少ない有望な成長市場としての高齢者との取引において入居者・賃貸人双方に「安心」を提供すべく、保証内容の拡充や死後事務委任契約の活用等を外部との提携により実現してまいります。
- ・事業用戦略：潜在的な巨大市場である事業用家賃債務保証において、MUF Gグループからの取引先紹介により、「金利がある時代」における、新たなニーズ喚起を図ってまいります。

③新たな価値創造のためのDX戦略の推進

当社では、お客さまへの新たな価値提供とともに業務の効率化および生産性向上のためDXを推進しております。

社内向けDXとしては、データやデジタルをフル活用し、審査・回収・オペレーション等社内業務の効率化や生産性の向上を目指してまいります。またデータに基づきAIを活用することで、経営戦略等を判断し行動に移すデータドリブンにも取り組んでまいります。

顧客向けDXとしては、データやテクノロジーを駆使し、不動産業界のニーズに対応するべく「Z-WE B2.0」や「YUI P A S S」などのデジタルサービスを提供し、顧客接点を拡大させ競争力を強化してまいります。最終的には生活において付加価値を提供できる「生活のプラットフォーマー」を目指します。

④信用コストの低減

当社は、前述の経済環境に鑑み、信用コスト低減のための審査・回収の高度化に取り組んでおります。

審査については、AI審査機能の更なる強化・活用を進めるとともに、MUF Gグループと連携して審査モデルの高度化を進めてまいります。

回収については、ツール活用による効率化に加え、弁護士活用による効果的な回収を行うつつ過度な取り立て行為を行わない体制を構築し、回収力を強化してまいります。

⑤コーポレートカルチャーの確立

当社が社会に信頼され、お客さまに選ばれる存在であり続けるためには、社員一人ひとりへの企業理念・行動規範の徹底が重要であると考えております。そのため、マネジメントメッセージの発信、教育研修等を通じて企業理念・行動規範の浸透を図っております。

⑥人材の確保および育成

今後、当社が持続的成長を実現するためには、それに貢献できる人材の確保および育成を図ることが必要不可欠であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、公正な人事評価、人材育成体系の充実および社内環境整備を進めていく方針であります。

具体的には、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、人材の多様性を確保しつつ、性別、国籍、採用の時期等に関わらず、その能力や目標達成度に応じ、公平公正な人事評価を行っております。すでに当社では、中途採用者の管理職登用率は高い水準にあります。が、今後は、女性管理職の割合を2026年3月末の13%から15%に増加させる目標を設定し、女性社員の活躍を一層推進してまいります。また当社では、外国人技術者を採用する試みをすでに始めており、この試みを通じて人材登用の多様化をさらに進めてまいります。

⑦コーポレート・ガバナンスの充実

事業継続上、当社を取り巻くステークホルダーの皆さまから信頼を獲得することは特に重要であります。そのため、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を企業活動の中核と位置づけております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、「QUALITY FOR THE FUTURE 新たな価値へ、新たな未来へ」を企業理念とし、豊かな生活の基盤である快適な住まいと安定した暮らしを支える家賃債務保証事業を通じて、社会へ貢献してまいりました。今後も、社会に必要とされ利用者に選ばれる存在であり続けるために、自由で柔軟な発想をもって、新たな価値の提供と未来の創造を実現し、ステークホルダーの皆さまとともに歩んでいくことに挑戦し続けます。

この企業理念を実現するために、以下の行動規範を定めています。

●誠実・信頼

私たちは、社会規範に則り、真心・責任をもって安心・安全を皆さまにお届けできるよう、誠実に行動します。

●品質・価値

私たちは、自由な発想で持続可能な未来標準となる品質、価値の創造を目指し、選ばれ続けるよう行動します。

●変化・進化

私たちは、常に一步先の未来を意識し、変化を恐れず、進化を遂げる好機ととらえ、スピーディーに行動します。

●挑戦・成長

私たちは、これまでの価値観や習慣にとらわれず、未来に向けて挑戦し続けることで成長を遂げ、業界をリードすべく行動します。

●チームワーク

私たちは、社員ひとり一人がお互いを尊重し、より風通しの良い職場を作り、一つのチームとして、さらに高い目標に向かって行動します。

このように、当社社員が行動規範に則った自由闊達な活動を通じて、新たな価値を未来に向けて提供するという当社の企業理念を達成していくためには、様々なステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、透明・公正・迅速・果敢な意思決定を行うコーポレート・ガバナンスの基本精神を踏まえつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための活動を進めていくことが極めて重要となります。

したがって、当社は、コーポレート・ガバナンスを企業活動の中核と位置づけ、より実効性の高い充実したガバナンス体制を構築し、これを運用していくことを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 第24期	2025年度 (当期) 第25期
売 上 高	23,846 百万円	24,510 百万円	25,658 百万円	26,188 百万円
当 期 純 利 益	773 百万円	1,538 百万円	1,621 百万円	1,728 百万円
1 株当たり当期純利益	32.65 円	76.09 円	66.92 円	66.06 円
総 資 産	20,425 百万円	21,793 百万円	22,762 百万円	24,904 百万円
純 資 産	1,453 百万円	4,759 百万円	7,193 百万円	8,096 百万円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は三菱UFJニコス株式会社で、同社は2026年3月31日現在、当社の株式を13,411,083株（持株比率51.13%）所有しております。

なお、同社は2025年2月17日から2025年4月3日に実施いたしました当社の普通株式（以下「当社株式」）に対する公開買付け並びに三菱UFJファクター株式会社が所有していた当社株式の全てを同社に譲渡する株式譲渡契約の締結および実行により当社の親会社に該当することになりました。

また、当社は親会社から兼務役員、出向者の派遣を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等のグループ会社等と取引を行う場合には、一般株主との利益相反を回避し、少数株主の利益を損なうことのないよう、適正な手続を経たうえで意思決定を行うことを基本方針としております。具体的には、「関連当事者等取引管理規程」を定め、親会社等のグループ会社等との取引については、当該取引が実施される前に、取締役会において取引条件の公正性・合理性を十分に検討し、必要に応じて複数の候補先との比較や市場価格等との整合性の確認を行っております。

(イ) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社等との取引に関して、当社社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っております。なお、当社は、親会社からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上選任しております。これにより、親会社との取引が少数株主の利益を不当に害することのないよう、十分なガバナンス体制を構築しており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務および事業方針等に関する契約等

当社は、2025年2月14日付にて、三菱UFJニコス株式会社およびMUFGが議決権の100%を所有する完全子会社である株式会社三菱UFJ銀行との間で資本業務提携契約を締結しております。その目的は、当社が三菱UFJニコス株式会社の連結子会社となることで、当社の東京証券取引所上場会社としての独立性を維持・尊重しつつ、当該資本業務提携契約当事者間の安定的な資本関係を構築し、かかる資本関係を基礎として業務提携を実施し、もって資本業務提携契約当事者の企業価値向上を図ることです。

当該契約においては、当社の経営体制について以下のとおり定められており、当社の独立性維持が担保されております。

- ・2025年3月期定時株主総会終了時以降の当社の取締役の総数は8名とし、そのうち業務執行取締役は4名、社外取締役は4名とすること。
- ・三菱UFJニコス株式会社は、上記当社取締役の総数のうち、業務執行取締役1名および社外取締役1名をそれぞれ指名する権利を有すること。
- ・三菱UFJニコス株式会社は、上記指名権を有する取締役以外の当社取締役の選任議案に対する議決権の行使にあたっては、当社の指名・報酬委員会の答申を尊重するものとする。また、三菱UFJニコス株式会社および株式会社三菱UFJ銀行は、当社の経営理念および経営方針並びに上場会社としての経営の自主性・独立性を尊重し、東京証券取引所への当社株式の上場を維持するため、東京証券取引所の規則等に抵触しないよう行動するものとし、当社に対し必要な協力を行うものとし、また当社株式を保有するMUFGおよびその関連会社をしてかかる内容を遵守させるものとする。

なお、2026年6月24日開催の第25回定時株主総会での承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、当社の取締役の総数は10名、うち業務執行取締役が5名となりますが、これは、当社が更なる成長および企業価値向上を目指すための一線のリスクオーナーシップ強化が目的であり、当社経営・ガバナンス上は問題無いものと当社および三菱UFJニコス株式会社は判断いたしました。このため、当社および三菱UFJニコス株式会社は、資本業務提携契約の趣旨を踏まえた個別例外的な措置として、資本業務提携契約を特段修正等することなく引き続きその趣旨を生かしながら、両社のシナジー効果を高めていくこととしております。

④ 子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

事業	主要製品
家賃債務保証事業	家賃債務保証サービス

(12) 主要な営業所

名称	所在地	名称	所在地
沖縄本社	沖縄県那覇市	東京本社	東京都新宿区
東京第二本社	東京都渋谷区	札幌支社	北海道札幌市
仙台支社	宮城県仙台市	埼玉支社	埼玉県さいたま市
横浜支社	神奈川県横浜市	千葉支社	千葉県船橋市
静岡支社	静岡県静岡市	名古屋支社	愛知県名古屋市
大阪支社	大阪府大阪市	京都支社	京都府京都市
神戸支社	兵庫県神戸市	岡山支社	岡山県岡山市
広島支社	広島県広島市	高松支社	香川県高松市
松山支社	愛媛県松山市	福岡支社	福岡県福岡市
北九州支社	福岡県北九州市		

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
575 名	△20 名

(注) 1.当事業年度より、事業年度末日の退職者は含めないこととしております。

2.従業員数には、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員）67名は含まれておりません。

3.前期末比増減を算出する際の前事業年度末人員には、当該事業年度末日の退職者が含まれております。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当事業年度において、三菱UFJニコス株式会社は、当社株式の公開買付けにより、2025年4月10日付けで、当社主要株主である筆頭株主となり、2025年4月16日付けで、当社の親会社となっております。

また、2025年12月19日開催の取締役会において、当社の更なる企業価値向上のために、2026年6月24日開催の第25回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,653,900株（自己株式426,287株を含む。）
- (3) 株主数 10,485名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三菱UFJニコス株式会社	13,411 千株	51.13 %
迫 幸治	2,905 千株	11.08 %
茨木 英彦	1,239 千株	4.72 %
全保連社員持株会	369 千株	1.41 %
藤本 竜也	329 千株	1.25 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	285 千株	1.09 %
豊里 友成	210 千株	0.80 %
野村證券株式会社	189 千株	0.72 %
RE FUND 107-CLIENT AC	187 千株	0.71 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE STATE TEACHERS RETIRE MENT SYSTEM OF OHIO	133 千株	0.51 %

（注）持株比率は、自己株式（426,287株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

払込期日	2025年7月17日
株式の種類および数	当社普通株式 56,140株
価格	1株につき815円
総額	45,754,100円
割当先	当社の取締役* 4名 45,200株 当社の社外取締役 3名 5,298株 当社の執行役員 4名 5,642株 *社外取締役を除く

(6) その他株式に関する重要な事項

2025年2月14日の当社取締役会決議により消却した自己株式

①	消却した株式の種類	普通株式
②	消却した株式の数	600,000株
③	消却の目的	株主還元施策のため
④	消却した日	2025年4月11日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
迫 幸 治	代表取締役会長	認定NPO法人アンビシャス 理事長
茨 木 英 彦	代表取締役社長執行役員	沖縄バスケットボール株式会社 社外取締役
村 上 宏太郎	取締役専務執行役員 オペレーション本部長	三菱UFJニコス株式会社 顧問（非常勤）
林 憲 司	取締役専務執行役員 コーポレート本部長兼 審査本部長兼経営企画部長	
村 上 時 弘	取締役	三菱UFJニコス株式会社 常務執行役員
菅 隆 志	取締役	沖縄電力株式会社 社外監査役 沖縄セルラー電話株式会社 特別顧問
平 野 義 之	取締役	
松 本 拓 生	取締役	株式会社エブリー 社外監査役 株式会社フェローテック 社外監査役
水 田 正 明	常勤監査役	
森 脇 仁 子	監査役	日本ギア工業株式会社 社外監査役 株式会社アズパートナーズ 社外監査役 H2L株式会社 社外取締役
杵 山 栄 理	監査役	ロート製薬株式会社 社外監査役 新明和工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社リニカル 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役菅隆志、平野義之および松本拓生の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役水田正明、森脇仁子および杵山栄理の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役菅隆志、平野義之および松本拓生の3氏、監査役水田正明、森脇仁子および杵山栄理の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役松本拓生氏および監査役杵山栄理氏は、弁護士資格を有しております。
5. 監査役森脇仁子氏は、税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2025年6月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤本竜也、宮尾尚子および玉城絵美の3氏は退任いたしました。
7. 2025年6月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、監査役松本拓生氏は辞任いたしました。
8. 代表取締役迫幸治氏は、2026年3月31日に取締役および代表取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役菅隆志、平野義之、松本拓生および村上時弘の4氏および監査役水田正明、森脇仁子および杵山栄理の3氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役および監査役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は次回更新時（2027年5月）においても同内容での更新を予定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額またはその算定方法の決定方針に係る判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置のうえ、同委員会による審議・助言を踏まえ、取締役会において当該方針を決定しております。

その概要は、取締役の報酬を月例の固定報酬（金銭）に加え、企業価値向上を実現できる人材の確保とモチベーションの維持を目的とする変動報酬（金銭+株式）とし、役職毎のレンジを事前に設定したうえで、各取締役の職責や会社業績、世間水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものであります。また、各報酬については事前に設定した基準に基づき、金銭および譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を支給しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額は、上記決定方針に基づき、任意の指名・報酬委員会において、各取締役の当社への貢献度評価等を行い、当該結果をまとめた答申を踏まえて決定しており、上記方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分年額45百万円以内）、別枠として譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120百万円以内（うち社外取締役分年額9百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議による委任に基づき、当事業年度の各取締役の最終的な報酬額決定について、代表取締役社長執行役員茨木英彦に委任しております。

当該決定を代表取締役社長執行役員茨木英彦に委任した理由は、各取締役の職務の専門性、意思決定の難易度、管掌領域の広さや深さ、成果責任の大きさ等報酬額を決定するために考慮すべき職責を最も適切に判断できるためであります。

なお、任意の指名・報酬委員会は、当該委任権限が適切に行使されるよう必要に応じて議論を行います。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	変動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	555 (27)	336 (22)	183 (—)	35 (4)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	25 (25)	25 (25)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任（辞任を含む。）した取締役3名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記のほか、2026年6月24日開催予定の第25回定時株主総会に提出予定の議案である「退任取締役に対する退職慰労金600百万円贈呈の件」が承認可決されることを条件として、当社の代表取締役会長であった迫幸治氏に対し、退職慰労金600百万円を支払う予定であります。なお、本役員退職慰労金につきましては、当事業年度において、特別損失として引当金を計上しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

氏名	役職	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
菅 隆 志	取締役	取締役会 17/18回	当該事業年度の実績報告会において、経営者としての専門的知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営・オペレーション面に対し、助言・提言を行っております。
平 野 義 之	取締役	取締役会 18/18回	当該事業年度の実績報告会において、経営者や金融の専門家としての知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営・財務面に対し、助言・提言を行っております。
松 本 拓 生	取締役	取締役会 18/18回 監査役会 3/3回	当該事業年度の実績報告会、監査役会において、弁護士としての専門的知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営・ガバナンス体制に対し、助言・提言を行っております。
水 田 正 明	監査役	取締役会 18/18回 監査役会 13/13回	当該事業年度の実績報告会、監査役会において、企業経営の豊富な経験に基づき、常勤監査役として主にガバナンスの視点から当社の業務執行へ適宜発言を行い、ガバナンス体制の強化に努めております。
森 脇 仁 子	監査役	取締役会 18/18回 監査役会 13/13回	当該事業年度の実績報告会、監査役会において、税理士としての豊富な経験と財務・会計に関する幅広い知識を基に当社の決算・財務面に対し、助言・提言を行っております。
枚 山 栄 理	監査役	取締役会 12/13回 監査役会 9/10回	当該事業年度の実績報告会、監査役会において、弁護士としての専門的な知識や金融行政の経験を基にリーガル面・ガバナンス体制に対し、助言・提言を行っております。

(注) 社外監査役枚山栄理につきましては、2025年6月26日就任後の状況を記載しております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会に出席して、自らの知見に基づき、経営の方針や改善等の重要な事項について、意見を述べ、意思決定に参加することで経営の監督を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査計画の適切性や職務の遂行状況および報酬見積算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、報告対象期間において、有限責任監査法人トーマツより非監査業務の提供を受けておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 中長期的な方針

当社は、強固な財務基盤を維持しつつ、中長期的な企業価値向上を実現することによって株主還元の向上を目指しており、長期経営計画期間中の配当金は以下のいずれか高い方とし、累進配当を実施いたします。

①1株当たり配当金40円以上

②配当性向50%以上

(2) 当期配当の理由

当期の業績および財務体質の状況を勘案し、期末配当を1株当たり40円といたしました。

(注) 期末配当金の支払開始日：2026年6月10日（水）

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,048	流 動 負 債	16,490
現金及び預	10,435	未払法人税等	758
未収債権	3,699	未払費用	861
家賃立替	4,246	未払費	37
貯蓄費	1,657	保証履行損失引当金	677
前払	25	賞与引当金	392
仮払	412	役員賞与引当金	183
その他	1,584	役員退職慰労引当金	600
貸倒引当金	1	前仮受	10,890
	△3,013	仮受	2,004
固 定 資 産	5,855	りそ	5
有形固定資産	311	の	79
建物附属設	243	固 定 負 債	318
構築物	22	資産除	77
車輜運搬具	8	の	240
工具、器具及び備	590		
りそ	940	負 債 合 計	16,808
減価償却累計額	△1,492	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	909	株 主 資 本	8,095
ソフトウェア	764	資本	1,730
りそ	4	資本剰余金	3,752
その他の資産	140	資本準備金	1,630
投 資 そ の 他 の 資 産	4,634	その他の資本剰余金	2,121
投資有価証券	60	利益剰余金	2,856
関係会社株	420	利益準備金	27
長期前払費用	9	その他の利益剰余金	2,829
繰延税金	3,861	繰越利益剰余金	2,829
その他	282	自己株	△243
		新 株 予 約 権	0
		純 資 産 合 計	8,096
資 産 合 計	24,904	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,904

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	26,188
売上原価	7,955
売上総利益	18,233
販売費及び一般管理費	15,059
営業利益	3,173
営業外収益	
受取利息	18
償却債権取立益	5
その他	9
営業外費用	
支払利息	23
その他	4
経常利益	3,178
特別損失	
固定資産除却損	45
役員退職慰労引当金繰入額	600
税引前当期純利益	2,533
法人税、住民税及び事業税	965
法人税等調整額	△160
当期純利益	1,728

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

全保連株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
那覇事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 健
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 健 介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱 村 正 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全保連株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

全保連株式会社 監査役会

常勤監査役 水田正明 ㊞

社外監査役 森脇仁子 ㊞

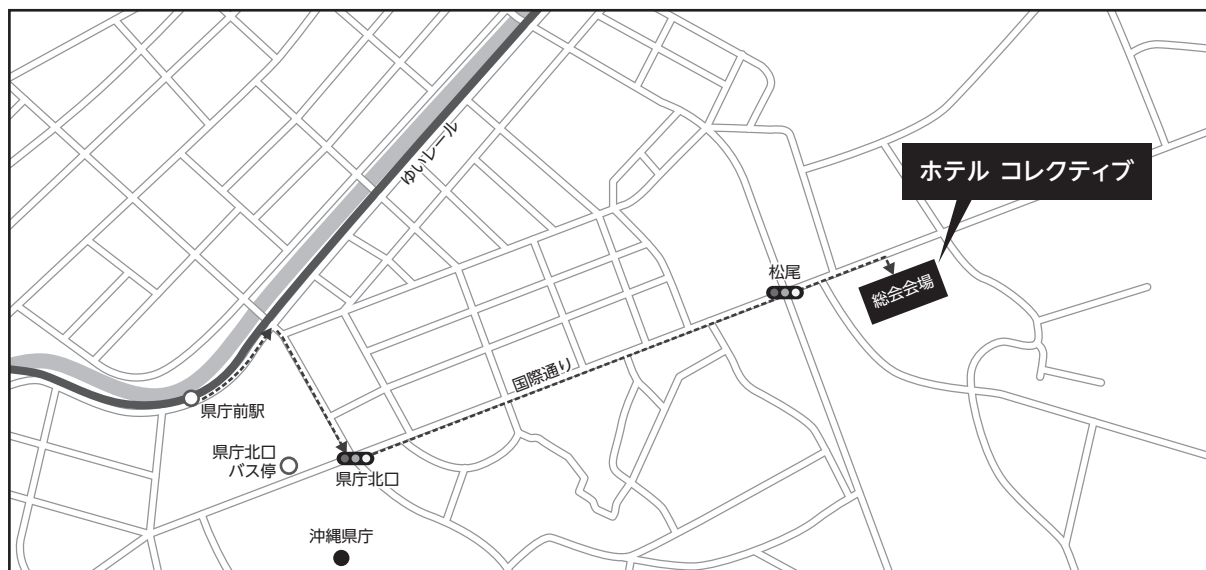
社外監査役 杵山栄理 ㊞

以上

株主総会会場のご案内

日時 2026年6月24日(水曜日)午前10時～ (受付開始:午前9時30分)

場所 沖縄県那覇市松尾二丁目5番7号 電話:098-860-8366 (代表)
ホテル コレクティブ 2F 大宴会場



交通



バスご利用 (那覇バス)

・バス乗り場「国内線旅客ターミナル前(終点・国際線向け)」③または④からバス番号120番または190番にて「ホテルコレクティブ前」(旧松尾バス停)まで約20分、下車徒歩1分



モノレールから徒歩

・ゆいレール「那覇空港駅」から「県庁前駅」まで10分、「県庁前駅」より徒歩8分

モノレールからバス

・ゆいレール「那覇空港駅」から「県庁前駅」まで10分、「県庁北口バス停」より「ホテルコレクティブ前」(旧松尾バス停)まで約5分、下車徒歩1分



タクシー

・那覇空港より約15分

お願い

駐車場の混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、極力公共交通機関をご利用ください。